

令和5年10月6日
総務部男女共同参画推進センター

江東区版パートナーシップ制度導入の検討状況について

1 制度（素案）の名称

「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）」とする。

2 制度（素案）の概要

- (1) 「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）」は、性別等にかかわらず、性の多様性が尊重され、価値観や生き方など様々な違いに理解のある社会を促進し、婚姻関係にないパートナーの二人やその親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度とする。
- (2) 本制度は、同性パートナーに限定しない制度であり、性別等にかかわらず、LGBT等パートナーの二人や現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの二人も利用できるものとする。
- (3) パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができるものとする。
- (4) パートナーの二人が、パートナーシップまたはファミリーシップにあることを宣誓した宣誓書を提出し、区長は、受領証明書及び受領証明カードを交付する。
- (5) 法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではない。
- (6) 「江東区男女共同参画条例」を一部改正し「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について規定する。

3 今後の予定

- 令和5年11月 パブリックコメント実施
- 令和5年12月 パブリックコメント概要、条例の一部改正概要の報告
- 令和6年 3月 条例の一部改正条例（案）の提出、制度（案）の報告
- 令和6年 4月 制度開始